精神の障害にかかる障害認定の留意点(指示・依頼)

	宛先	本	部	ブロ	ック	本部	事	務セ	ンタ	_	年金事務所				
		各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚 年 G	国年G	年 給 G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
			0		Ö				0.						Ó

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	レ	レ			

本部関係部

障害年金業務部、年金相談部

目的 • 趣旨

平成23年7月1日【給付指 2011-195】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」(指示・ <u>依頼</u>)にてお知らせした精神の障害の改正に関して、厚生労働省年金局事業管理課より留意点について 周知するよう指示がありましたのでお知らせします。

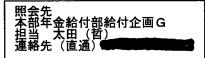
ポイント(内容)

- 今回の知的障害及び発達障害にかかる障害認定基準の見直しについては<u>就労していることをもって</u> <u>直ちに日常生活能力が向上したものと捉え、年金が支給されなくなること等のないように明確化</u>した ものです。
- 〇 知的障害者や発達障害者と健常者では働き方が異なることを<u>確認するため、診断書の様式に「就労</u> 状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、給与等の情報をできる限り収集することとしました。
- 〇 しかしながら、障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項において説明(<u>平成23年7月15日【給付情 2011-122】「障害認定基準PDF版の掲載と精神の障害用診断書の様式変更に伴う広報」(情報提供)</u>を参照してください。)しているように、<u>「就労状況」欄の記載については任意</u>記載欄として設けたものであり、「就労している場合は、本人などから聴きとり、できるだけ記入するようお願いします。」となっています。

例えば、<u>給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくことをお願いしているものですので、この点に十分留意の上、「就労状況」欄に記載がないことを</u>もって返戻する等の取扱いを行うことがないようお願いします。

※ 年金局からの指示は、別添のとおり。

業務処理要領【マニュアル】年金給付(裁定 障害基礎年金請求書、障害給付年金請求書(障害厚生))



票

題名

精神の障害にかかる障害認定の留意点に ついて

/4.											
厚生	厚生労働省年金局事業管理課長 補佐 係長 担当										
課長	補佐	係長	担当								
			即								

 発行日
 平成23年8月22日
 回答期限
 平成 年 月 日
 業務区分
 平常分・法改分

 連絡・質問・要求

以下の内容について障害認定事務担当者及び障害認定審査医員に周知願いたい。

また、全国の障害認定審査医員に対し、趣旨等を説明する場を設けるなど、運用の統一化を図るようお願いする。

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」(平成23年6月30日年発0630 第1号)により精神の障害のうち、知的障害及び発達障害にかかる認定要領を改正したところで ありますが、今回の改正では特に、知的障害者及び発達障害者の就労に伴う日常生活能力の とらえ方について明確化したものです。

これは身体障害者が就労する場合と異なり、知的障害者や発達障害者が仕事をするためには、 多くのサポートが必要であり、働けることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉え ることのないよう考え方を整理しました。

すなわち、就労先が就労支援施設のほか、一般企業であっても仕事の内容やサポートの状況を確認し、明らかに健常者と同様の仕事ができる程度に改善している場合を除き、就労したことや収入が上がったことにより年金を支給停止すること等のないように明確化したものです。

これらを確認するため、診断書の様式に「現症時の就労状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、ひと月の給与等をできる限り収集することとしていますが、「障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項」において、「就労している場合は、本人などから聴き取り、できるだけ記入するようお願いします。」と説明しているように、当該欄は任意記載欄として設けたものであり、例えば、給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくことをお願いしているものです。

ついては、この点に十分留意の上、知的障害及び発達障害を含む「精神の障害」の診断書中、「現症時の就労状況」欄に、給与額などの記載がないことをもって返戻する等の取扱いを行うことがないよう留意願いたい。

受付日	平成	年	月	日	回答	日	平成	年	月	日		日本年金機構					
		•										部長	: :	グループ	E 1	è画業務役	担当者
		<u> </u>	答			意	見										
		_	_														
											-						
				- 													
					-						ı					I . I	
									受化	寸日	1	呼成	年	月	日	受理者	

表面

金式雑技の

田神豊の北集)

齫

严

紭

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

(精神の障害)

①特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、できるだけ詳しく記入するようにしてください。

過去の障害の状態について記入する 場合は、現症日までの状況を当時の カルテに基づいて記入してください。 年金の請求時又は障害状態確認届を前回 作成している場合は記入してください。 該当する病状や状態像に〇を付けてくだ、さい。

第三年の元年をとの対抗に元次の苦を食りを引起している基本に対していてい 所のな。 2、政策している 4、総称している 4、総称している 心疾の

かない こかで・今年 い 西女姓称・東部県 によった ファ・今年 い 西女姓称・東部県 マ 古人木 からま

VI てんかん発作のタイプは次の通りです。 A:意識障害を呈し、状況にそぐわない 行為を示す発作

1. 2000年 2 2

7大統領等別の 会の その他(をの他) 2 日代() セルド 日本の (大がん) 日本の (大がん) 日本の (大がん)

女性の女力 (人女性の世界(体験

日:意識障害の有無を問わず、転倒す

C:意識を失い、行為が途絶するが、 倒れない発作 D:意識障害はないが、随意運動が 失われる発作

近接部部分 下的 人・中央の ウ 総数 1 投資の 2 記述区 コ 小の場合状体 2 記述区 コ 小の場合状体 4 年年の報告 ア 派子 人 かか ウ 汗針 メ 4 の地(

※本人の障害および状態に無関係な欄は、斜線で消してください。

本人の職等の程度及10.技器に集局係な個には投入する必要はありませる。 集階係な機は、封線により技術して<が対

①の傷病のために初めて医師の診療を 確認できるときは、「診療録で確認」に〇 受けた日を記入します。診療録で初診が 「本人の申立て」に〇を付けて、申立て を付けてください。確認できないときは、 記入漏れがないようお願いします。 年月日を記入してください。 位別 男・女 イ 左記の状態について、その程氏・症状・癌力素等を具体的には低してください 松鄉(個核·縣化·不致) 62 #I 米人の合政党 第 の 単 第 おきはではて 人工気体部的 (年 8 8) **多觀性健** 计存货证明 エ 治療医(音をきれない場合は6)/協等) 銀字 (ないないない) (※ 即一原産機関の入院・外来は分けては入してください。 李女女似乎说, 4 \$2次接手我 在女人指手袋, \$2次接手的 我欠失声声说) ・格・子組 足 女 日 雑宝 症状のよくなる見込・・・ 有 元·元] 下文学、文字四十 子子次(即选字等 中方次(非当子章 成 次 (即选字章 人名本 生年月日 請求人とのほぼ 様在の条状又は状態像(訴当のローマ像学、英数字をOで固んでください。) の : のたの初のて新鮮 風影 の影響を受けた数 年代 (2) 金銭の発生年月日 発行 要様 遊棄學先 確込者の氏名 ₩ 號 にお客での表質・製作数等 (出生から素質の状況や数 関数数のにお客での報題を表 を合け符に(記入して(記さして) 素質から現在までの素質 及び治療の経過、内容、 数学・状態状況等、超額、 その簡都者となる単位 (金属者が知った(産状が固定 した状態を含む。)かどうか。 影響機能は原義機器における対象を表現していません。 医療養體名 拉莎条河田

程度・症状を具体的に記入してください。投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

〈お願い〉

この診断書は、障害年金の障害等級を 判定するために、作成をお願いしている ものです。

記入漏れや疑義が生じた場合は、作成された医師に照会させていただくことがありますので、ご承知置きください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

「日常生活能力の程度」は、知的障害以外の 精神疾患であれば(精神障害)欄の、知的障害 であれば(知的障害)欄の(1)~(5)のいずれ

ありますので参考にして、該当する項目の 日常生活能力の判定」は、一人で生活して (1)~(7)の項目に判断の基準となる例が いる場合を想定して判断してください。 口にし印(チェック)を付けてください。

ここでいう「行わない」は、障害の性質上の 行動であり、性格や好き嫌いなどで行わな いことは含みません。

日常生活権力の将定(は当するものにチェックしてください。) (特額にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで特徴してください。 (1) 動物的食材・保証の公の報告に合うでありませんののタンスに用ることがはまりのものであっていません。 日本地であるが の名かかっては、 即名や非常をしていまっている。 日本社会の日のようには、 第1年の 日本は、第1年の 日本は、第 (イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても 具体的に記入してください。) ウ 日本生活状況 ・ 解放としては会報記についての異体的な状況 ・ 所述の生活を開催についての異体的な状況 ・ 大郎・ 人所・ 在宅・ もの他(・ 「諸政会 ・ 「諸政会(治・ 第))

(3)義人との義総伝達及び対人関係・他人の近に個人。 かかいかむ生物中に伝える。 英田付行場より権力を受ける (基度と収集(数・不要)・収取的に適能や低等を行い、代状等を主信房に伝えることができるを するなど。 3番間登録を買い着・会社を扱うで適切に登職し、そのくりがは3子できる。 また、 ー人で買りを取りてあれば3月できる。 また、 ー人 で買い ちょうかい おぼがた 買い ちゅうがんだい ※おひせできるが時 助者や指数があればす 日本学や日本学にでき 日できる 日にはおきの指導を 日本を 本とする まとする SHEGREGAM MRPNRAMANTO DESPUBLICE CORP. CONTROL DE SERVICE DE SERVI

できるだけ記入するようお願いします。

就労している場合は、本人などから聴きとり、

「①障害の原因となった傷病名」欄に神経 症型障害及び妄想性障害」または「気分 診断時に判断できない場合は、「不詳」と 症圏(ICD-10コードが「F4])の傷病名を 記入した場合で、「統合失調症、統合失調 (整情)障害」の病態を示しているときは、 記入してください。

その旨と示している病態のICD-10コード を記入してください。

日条生活権力の設度(技術するもの一しをOの配んだんだい。) ※日来生活験力の指数を記載する際には、状態をOoとは認いこ 信載できる(指導験器)又は(独的概形)のどちかかを使用してくだか (指導音機) (1) 維発管機(側的体験,限温症状・関凹症・抗絶異化等)を認め らが、社会に指す者当にできる。 (2) 解解器等更加、実践内での日本生活は普通にできるが、社会生活は、主体を発展する。 14年には、北部が会でする。 「アセダ」の非対が、特をございことでもある。 18年では、日本が、特別では、共和等の場所が関係しているというが、 日本がよいことによる。特別を記述ができる。 (4) 指導器機を採め、日常生活にだける券の式わりのことも、多くの提助が必要である。 20年間の発展等・注道、作法、人が移の分件の数を保ける事情になられたもの。また。 自治の言語や片付けができるなど。

(たとえば、伴しく道を女べく行めが及交けらい。 口楽的ななにかかない、 もっても楽されなが不過いたもっだが下別数にもったができた。 後数計算ができない。 母をなど。) (たえば、栄養的生活においても、食事や身のようのことを自発的に することができない。また、任宅の場合に過程等の外部には、付き的いが 必要な場合など。) (6) 指体器能を認め、身のまわりのこともほどんどできないため、作時の指数が必要である。

自発表的になるがあ、自身的かつ選系に行うに、動物や指導をは □できる。 □ には独身を開発をあ □ とはなをいいを始めら □ つきないがしくな行 単とする 年からればできる

●日常生活能力の程度を判断するに当たり、

障害)欄に記入していただいて構いません。

各項目に記載している例を参考にして、生活

全般を総合的に判断してください。

なお、発達障害については、知的障害と同様 の症状が顕著にあらわれている場合は(知的

かに〇を付けてください。

(2) 治野藤等を捉が、美国内での日本地に幸福にできるが、 光神を指しに、「脚がからかってある。 「たただ」 海が大塚ではなります。 かだいかのを描すに使っ かられ、海が大塚では、中の上の「かっている」 送的協名) (1) 均的部部を認めるが、社会生活は影響にだきる。

(3) 対的部署を認め、実践内での単純な目指生活はできるが、時にはてに強力が必要である。 にだけて指数が必要である。 にとれば、ご様はがありをやない単元でも、略者とどがおけば単独 当まためた。以から前へからはに解析でも、発力を応じついては、 おれか―人でできる技術 (4) 対数数数値数の、田林共和における場の対かりのことも、多くの数数を対するの。 の面数ながまった。 にとよれ、単ななすと数をはおけても、原数の数次をしばに映成 がよっ様でよう。対象につくなったとなったがある。

おおけができない時 財命やは乗がかればで 助着や指揮をしても 日本もも 日本はおからの まる まない かない かんい

(7)社会性・部件での金柱の用し入れや公共協設等の利用が一人で可能。また、社会生活による数な手続きが行えるなど。

はなどのできるが等 助者や引きがあればで Dをして発しても CLEMB いなはまる D をも 第211 かない 独しにおけ 単立する 第211 かない

(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 表表の原動が必要である。 (たただ、アイスの解析)が342人と無く、動化と手向いなできない。 1、2 第41.12 を関係するが44とだけ下り報でかり、好の生活の映形。 - 人ではてきないを認り。

,身体所見(神経学的な所更を含む。)

障害者自立支援法による障害福祉サービス

知的障害や発達障害の場合は、知能指数

または、精神年齢を必ず記入してください。

などを利用しているときは、種類や内容を

記入してください。

できるだけ詳しく記入してください。

カ 国保後張(心理テスト(治療障害の場合には、自能性数、病害年齢)を含む。

〇ひと月の結ち(〇批叔年数(の仕事の内容

〇葉基本地・四年本の東部・一の南部・中の後(

: 現産時の試労状況 Obs ・一島企業・牧労支用系数・その他(

・福祉サービスの利用状況(隆音者自立支援法に規定する自立加機、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その地障害福祉サービス等)

〇仕事権での探험の状況や意思基準の状況

現在時の日本生活活 物能力及び労働能力 (必ず配入してCださい。

高次脳機能障害などは、小児科、脳神経外科、 てんかん、知的障害、発達障害、認知症、 神経内科、リハビリテーション科、老年科 従事している方であれば精神科の医師で などでそれぞれの疾患の専門医師として なくても作成することができます。

記入漏れがないようお願いします。

珍數但当科名 医颌氏名

Œ

财

世十

4成又は珍穀所の名称 上記のとおり、な断します。

超似热级感光器: